

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年8月1日に、資格喪失日に係る記録を33年2月26日とし、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月頃から33年2月26日まで

私は、申立期間においてA社にB職として勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

私の後任者にはA社及び共同経営のC社で厚生年金保険被保険者記録があるので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員旅行の写真及び複数の同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、A社の入社日について、「私が入社した少し後に、新しい支配人が着任した。」と供述しているところ、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の代理人欄を見ると、当該支配人が昭和31年8月30日に新たに代理人となっていることが確認できる。

さらに、申立人に仕事を紹介したとする同僚には、申立期間当時にC社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、申立人は、「A社及びC社は、両社ともB職の仕事は学生が担当しており、学生同士で両社間での異動もあった。」と供述しており、申立事業所及び共同経営であるC社に勤務していた同職種の同僚として申立人が名前を挙げた6人には厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人の後任者は、申立人が申立事業所を退職することになったため、

申立人の退職日翌日に、C社から異動してきたとしており、後任者の申立事業所における資格取得日は、昭和33年2月26日となっていることが確認できる。

また、申立人の後任者は、申立事業所に勤務していたとする期間に厚生年金保険被保険者記録がある上、申立期間に申立事業所で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、「申立事業所に試用期間は無く、勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は符合している。」旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和31年8月1日から33年2月26日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の後任者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得時の記録から4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は所在不明であり、当時の資料等について確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 1006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社B支店に入社してから平成19年3月31日の退職日までA社及びグループ会社で継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C社が保管している社員名簿等の記録及び金銭出納帳の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社は、「当社保管の社員名簿には、申立人が昭和38年4月20日付け、B支店から本店に異動発令とされた旨が記載されているが、当社では、転勤が月の途中であった場合、被保険者の資格の得喪手続については、便宜上、転勤月の翌月1日付けで行っていた。」と供述していることから、A社B支店における資格喪失日を昭和38年5月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和38年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行

については、事業主は、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岩手厚生年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年4月30日の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

ねんきん定期便において、A社における平成15年4月30日に支給された賞与5万円について、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

私の申立期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合から提出された申立人の適用台帳の記録及び申立人が申立事業所からの給与の振込先として指定していた金融機関から提出された預金取引明細表から判断すると、申立人は、平成15年4月30日において、その主張する賞与が支給され、標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岩手国民年金 事案 755

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

申立期間当時は、私は大学生であり、A市に住んでいた。20歳になった頃に学生寮にA市役所から国民年金の加入のお知らせの手紙が届き、B市の実家に帰省したときに母に渡し、手続きしてもらった。その後、国民年金保険料の納付書が学生寮に届き、再度、帰省したときに、それを母に渡し、納めてもらった。

したがって、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった20歳の時点で国民年金に任意加入したと主張しているところ、オンライン記録及びA市作成の国民年金被保険者名簿には、申立人が国民年金の被保険者資格を取得したのは平成3年4月1日となっており、日本年金機構C事務センターにおいても、申立期間において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないと回答している。

また、申立人は、自身の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接には関与しておらず、具体的な供述や関連資料は得られなかった。

さらに、申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、申立期間当時の領収証等を保管しておらず、具体的な加入手続及び保険料の納付状況についての記憶が明確ではないほか、納付したことを示す資料として提出したメモも、その内容から判断すると、申立期間において保険料を納付したものと推認することはできない。

以上のことから、申立人が平成3年4月1日に国民年金の被保険者資格を

取得するまでは、国民年金の加入手続は行われておらず、申立期間の納付書が発行されないことから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。